

我が国の観光政策と渡航者医療に対する 観光庁の取組について

令和元年10月5日

観光庁 観光資源課

河田 敦弥

1. 観光の現状
2. 明日の日本を支える観光ビジョン
3. 訪日外国人旅行者の医療に関する
実態調査結果
4. 訪日外国人の医療受診に対する取組
5. ヘルスツーリズムに関連する取組

1. 観光の現状

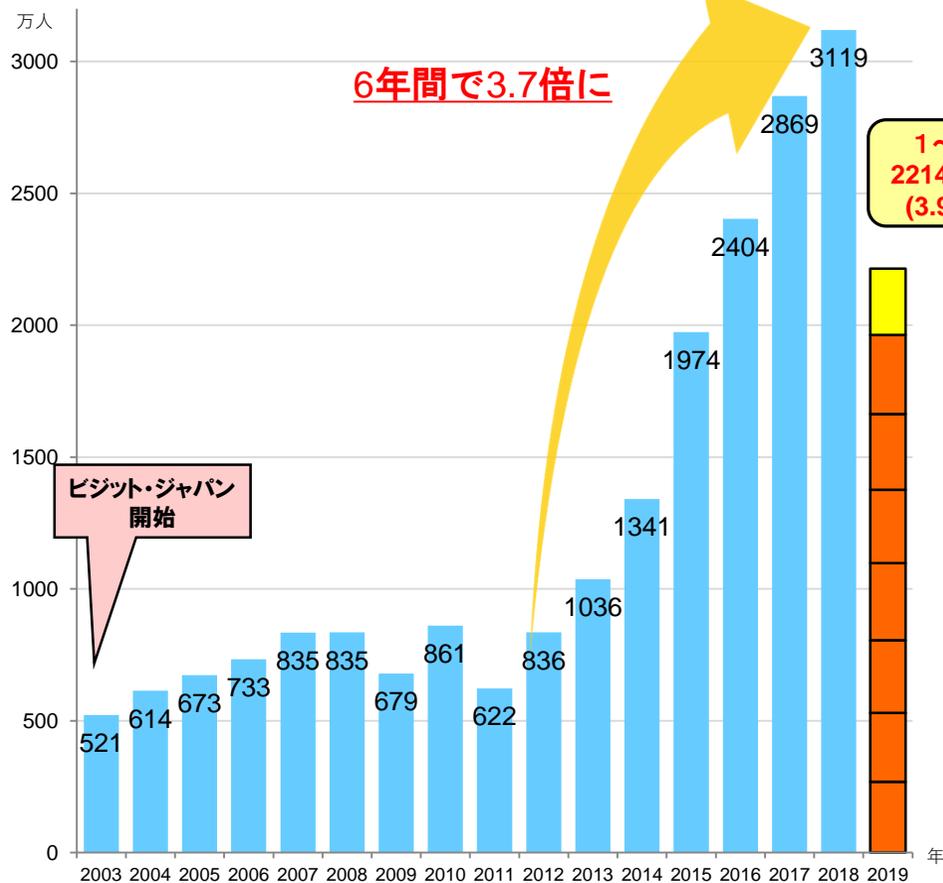
訪日外国人旅行者数の推移

○ 2018年(平成30年)の訪日外国人旅行者数は、**3,119万人(対前年比8.7%増)**と初めて3,000万人を突破し、過去最高を記録した。(外国人旅行者受入数: **世界で11位、アジアで3位に相当※**)

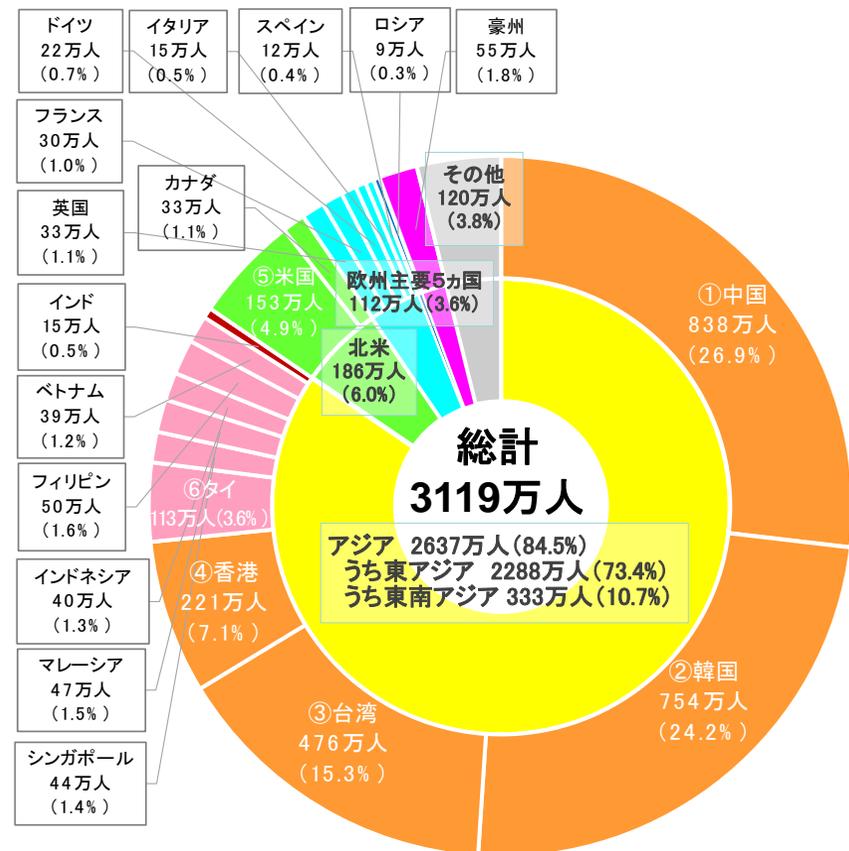
※ 2017年またはそれ以前の数値との比較で暫定順位であり、変動があり得る。

○ 訪日外国人旅行者数の内訳は、アジア全体で2,637万人(全体の84.5%)となった。また、市場別では中国で800万人を、米国で150万人を、タイで100万人をそれぞれ初めて突破した。

訪日外国人旅行者数の推移



訪日外国人旅行者数の内訳(2018年(平成30年))



注) 2018年以前の値は確定値、2019年1月～6月の値は暫定値、2019年7月～8月の値は推計値、%は対前年同月比

出典: 日本政府観光局(JNTO)

資料: 日本政府観光局(JNTO)資料に基づき観光庁作成

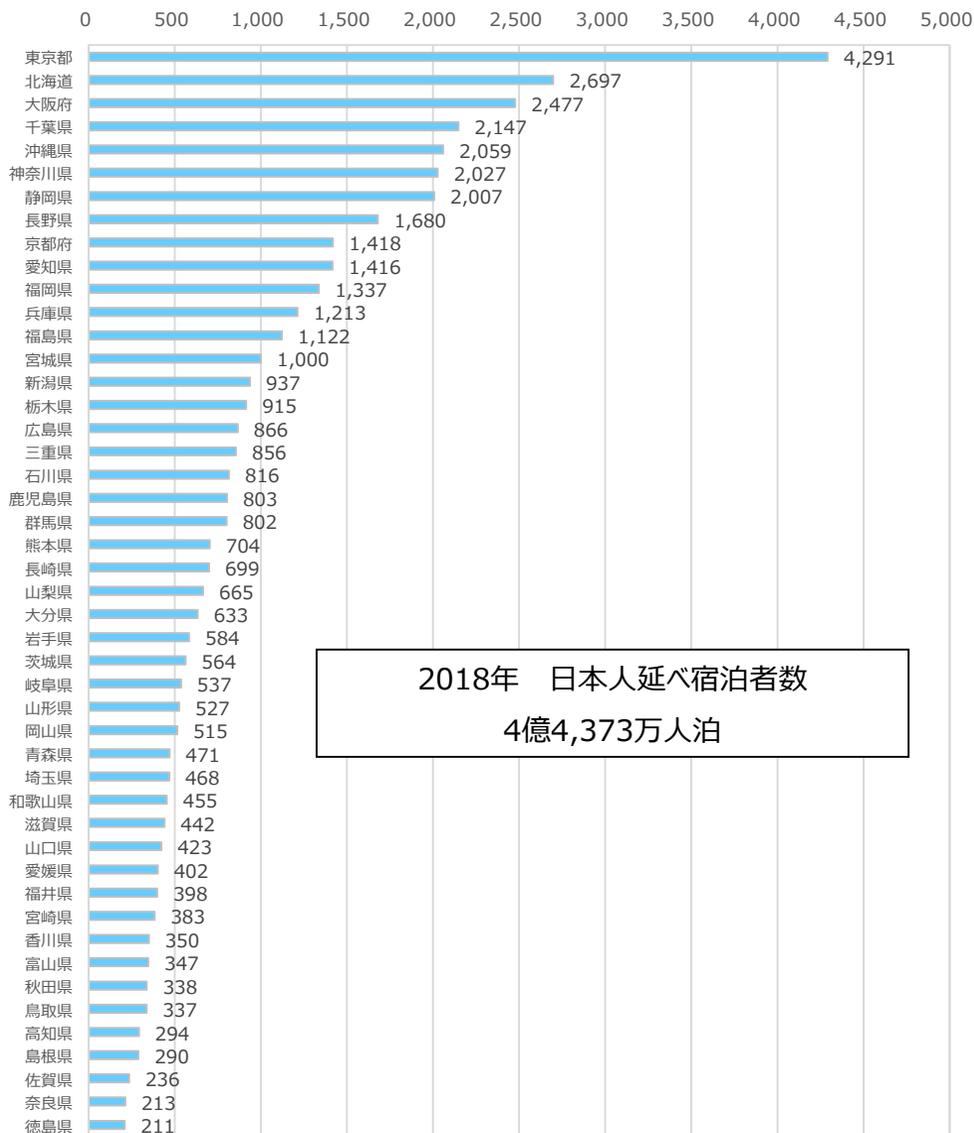
注1: ()内は、訪日外国人旅行者数全体に対するシェア

注2: 「その他」には、アジア、欧州等各地域の国であっても記載のない国・地域が含まれる。

都道府県別日本人・外国人延べ宿泊者数（2018年）

日本人延べ宿泊者数

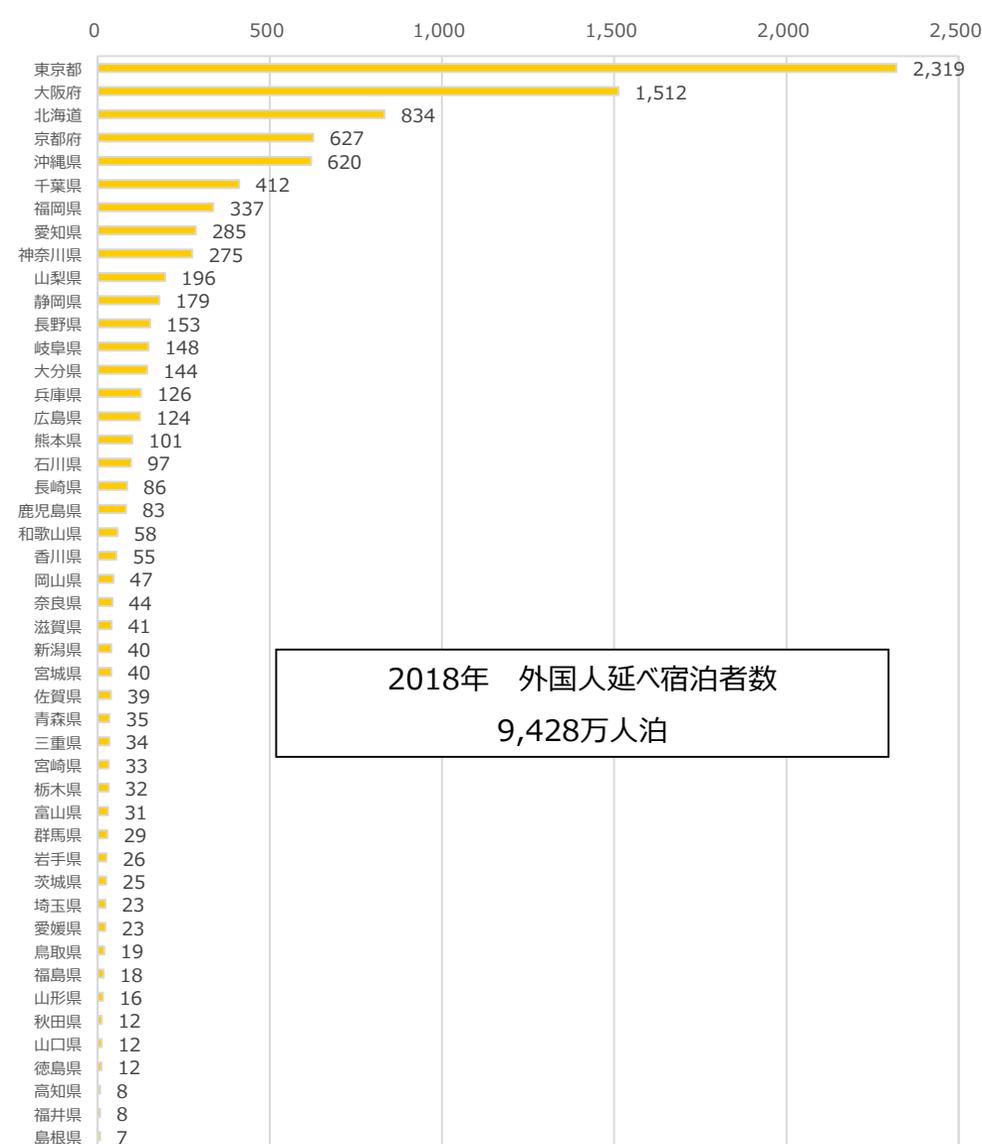
(単位：万人泊)



2018年 日本人延べ宿泊者数
4億4,373万人泊

外国人延べ宿泊者数

(単位：万人泊)

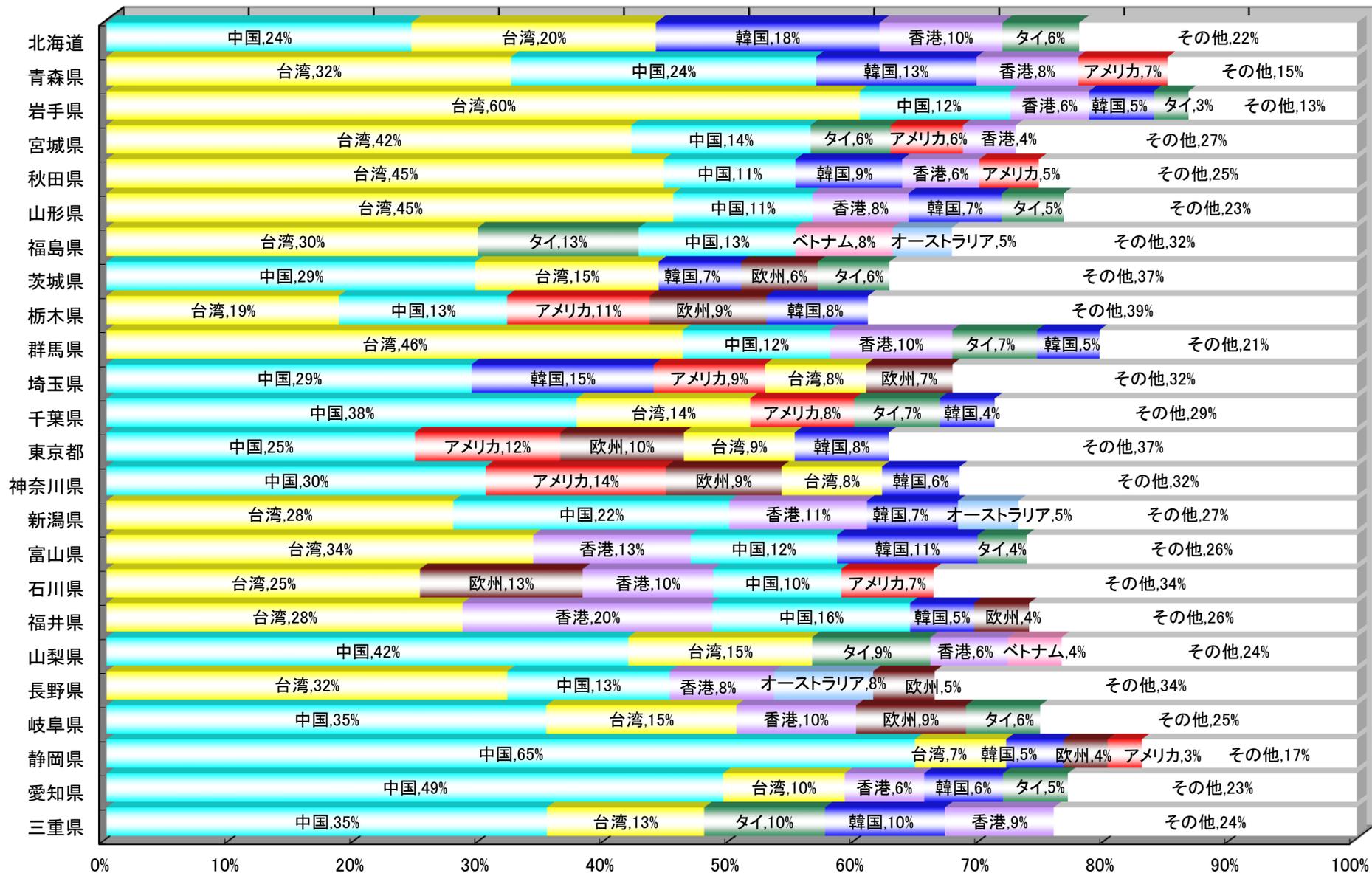


2018年 外国人延べ宿泊者数
9,428万人泊

資料：観光庁「宿泊旅行統計調査」

注：「外国人」とは、日本国内に住所を有しないものをいう。

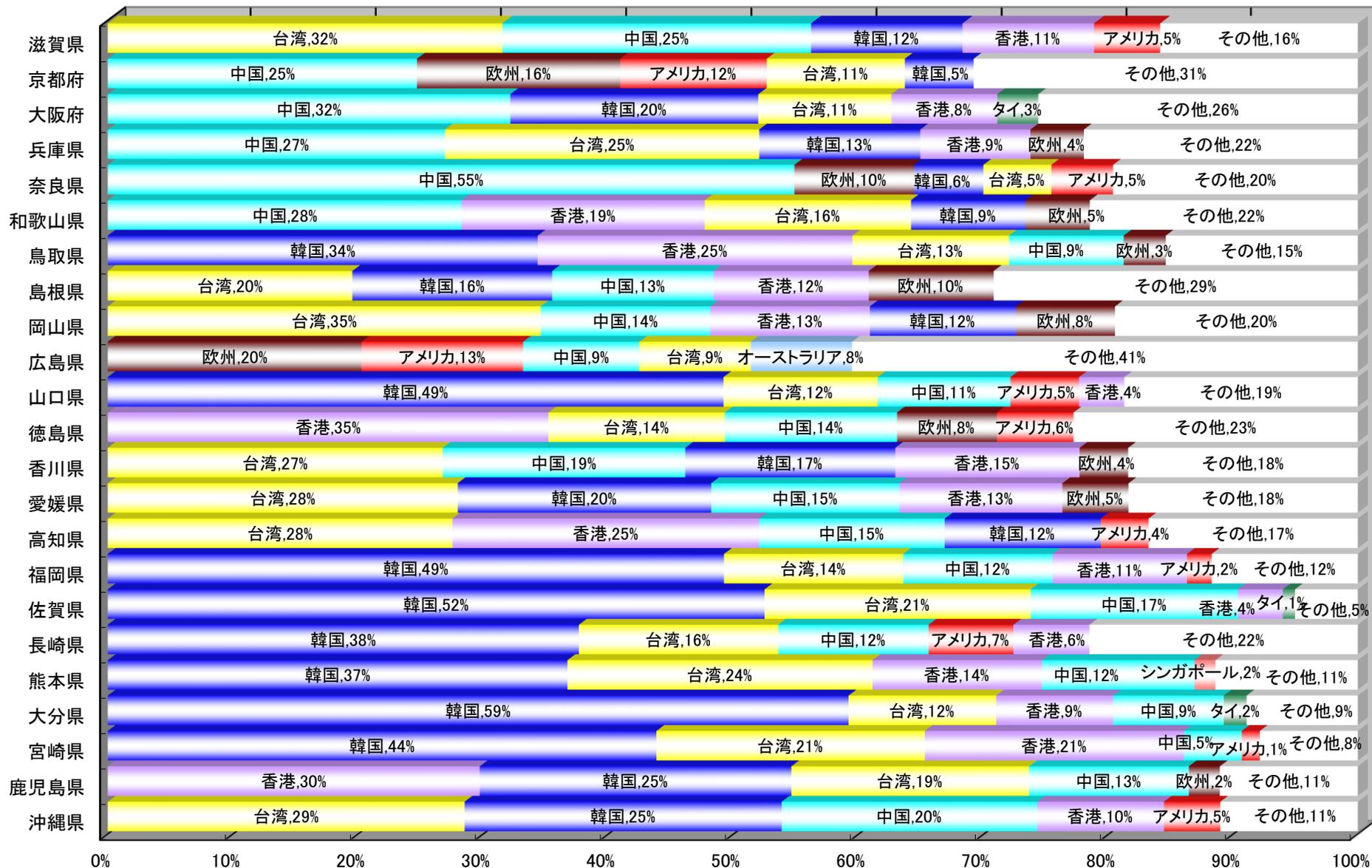
都道府県別、国・地域別外国人延べ宿泊者数構成比（2018年）①



資料：観光庁「宿泊旅行統計調査」

※ 欧州はドイツ・英国・フランス・ロシア・イタリア・スペインの6カ国
 ※ 従業者数10人以上の施設に対する調査から作成

都道府県別、国・地域別外国人延べ宿泊者数構成比（2018年）②



資料：観光庁「宿泊旅行統計調査」

※ 欧州はドイツ・英国・フランス・ロシア・イタリア・スペインの6カ国
 ※ 従業者数10人以上の施設に対する調査から作成

2. 明日の日本を支える観光ビジョン

「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」について

明日の日本を支える観光ビジョン構想会議

訪日外国人旅行者数2000万人の目標達成が視野に入ってきたことを踏まえ、次の時代の新たな目標の設定とそのため必要な対応の検討を行う。



2015年11月9日【第1回本会議】

【議長】 内閣総理大臣
 【副議長】 内閣官房長官、国土交通大臣
 【構成員】 副総理兼財務大臣、地方創生担当大臣、一億総活躍担当大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣

(民間有識者)

石井 至 石井兄弟社（旅行ガイド出版社）社長
 井上 慎一 Peach Aviation（株）代表取締役CEO
 大西 雅之 鶴雅グループ代表
 小田 真弓 旅館 加賀屋 女将
 唐池 恒二 九州旅客鉄道（株）会長
 デービッド・アトキンソン 小西美術工藝社社長
 李 容淑 大阪国際大学客員教授



〈議長：安倍内閣総理大臣〉



〈副議長：石井国土交通大臣〉

明日の日本を支える観光ビジョン構想会議ワーキンググループ

- 第1～5回WGにおいて、有識者ヒアリングを実施。
- 第6回WGにおいて、それまでの議論を踏まえた検討課題を整理。
- 第7～9回WGにおいテーマ別の議論を実施し、具体的な施策の打ち出し内容を集中的に検討。

【座長】 内閣官房長官
 【座長代理】 国土交通大臣
 【構成員】 内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、内閣官房副長官補、関係省庁局長等



〈座長：菅内閣官房長官〉

て、

2016年3月30日【第2回本会議】最終とりまとめ（新たな目標設定と必要な対応方策）

これを踏まえ、「観光ビジョン実現プログラム」において観光ビジョンの取組の進捗をフォロー

これまでの議論を踏まえた課題

- 我が国の豊富で多様な観光資源を、誇りを持って磨き上げ、その価値を日本人にも外国人にも分かりやすく伝えていくことが必要。
- 観光の力で、地域の雇用を生み出し、人を育て、国際競争力のある生産性の高い観光産業へと変革していくことが必要。
- CIQや宿泊施設、通信・交通・決済など、受入環境整備を早急に進めることが必要。
- 高齢者や障がい者なども含めた、すべての旅行者が「旅の喜び」を実感できるような社会を築いていくことが必要。

「観光先進国」への「3つの視点」と「10の改革」

視点 1

「観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に」

- **「魅力ある公的施設」を、ひろく国民、そして世界に開放**
 - ・ 赤坂や京都の迎賓館などを大胆に公開・開放
- **「文化財」を、「保存優先」から観光客目線での「理解促進」、そして「活用」へ**
 - ・ 2020年までに、文化財を核とする観光拠点を全国で200整備、わかりやすい多言語解説など1000事業を展開し、集中的に支援強化
- **「国立公園」を、世界水準の「ナショナルパーク」へ**
 - ・ 2020年を目標に、全国5箇所の公園について民間の力も活かし、体験・活用型の空間へと集中改善
- **おもな観光地で「景観計画」をつくり、美しい街並みへ**
 - ・ 2020年を目途に、原則として全都道府県・全国の半数の市区町村で「景観計画」を策定

視点 2

「観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に」

- **古い規制を見直し、生産性を大切にする観光産業へ**
 - ・ 60年以上経過した規制・制度の抜本見直し、トップレベルの経営人材育成、民泊ルールの整備、宿泊業の生産性向上など、総合パッケージで推進・支援
- **あたらしい市場を開拓し、長期滞在と消費拡大を同時に実現**
 - ・ 欧州・米国・豪州や富裕層などをターゲットにしたプロモーション、戦略的なビザ緩和などを実施
 - ・ MICE誘致・開催の支援体制を抜本的に改善
 - ・ 首都圏におけるビジネスジェットの入受環境改善
- **疲弊した温泉街や地方都市を、未来発想の経営で再生・活性化**
 - ・ 2020年までに、世界水準DMOを全国100形成
 - ・ 観光地再生・活性化ファンド、規制緩和などを駆使し、民間の力を最大限活用した安定的・継続的な「観光まちづくり」を実現

視点 3

「すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に」

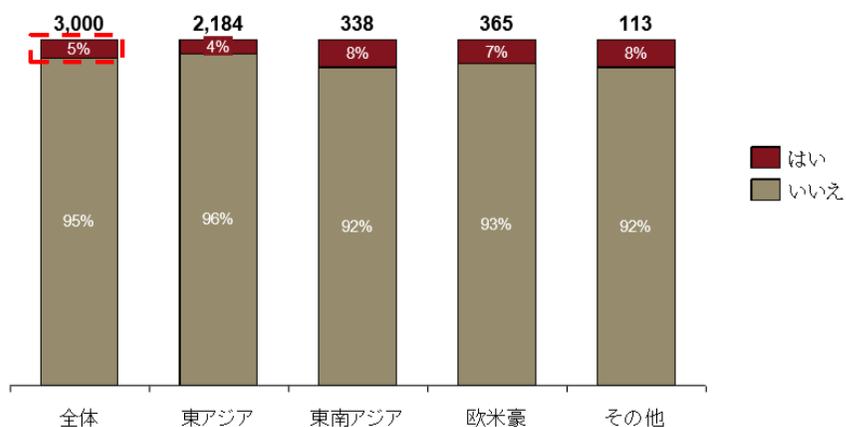
- **ソフトインフラを飛躍的に改善し、世界一快適な滞在を実現**
 - ・ 世界最高水準の技術活用により、出入国審査の風景を一変
 - ・ ストレスフリーな通信・交通利用環境を実現
 - ・ キャッシュレス観光を実現
- **「地方創生回廊」を完備し、全国どこへでも快適な旅行を実現**
 - ・ 「ジャパン・レールパス」を訪日後でも購入可能化
 - ・ 新幹線開業やコンセクション空港運営等と連動した、観光地へのアクセス交通充実の実現
- **「働きかた」と「休みかた」を改革し、躍動感あふれる社会を実現**
 - ・ 2020年までに、年次有給休暇取得率70%へ向上
 - ・ 家族が休暇をとりやすい制度の導入、休暇取得の分散化による観光需要の平準化

3. 訪日外国人旅行者の医療に関する 実態調査結果

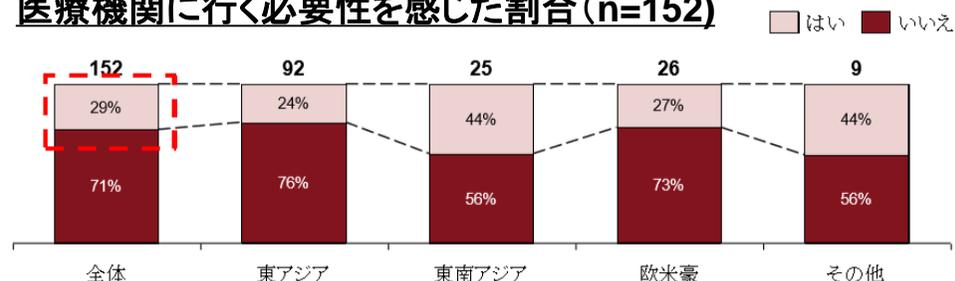
外国人観光客の医療等の実態調査①（平成30年度 訪日外国人向け調査）

- 訪日外国人旅行者のうち旅行中に怪我・病気になったのは全体の5%で、その約6割が「風邪、熱」であった。
- 怪我・病気になった訪日外国人旅行者のうち約3割(全体の1.5%に相当)が医療機関に行く必要性を感じたと回答。なお、医療機関にて医療サービスを受けた人のうち、不満を感じた人はいなかった。

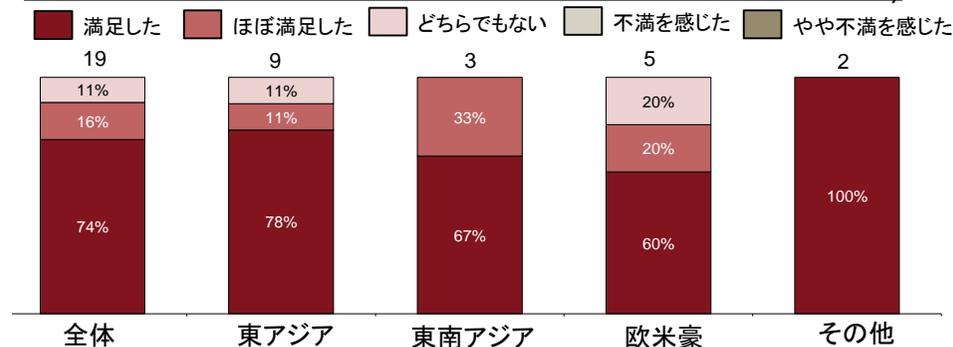
訪日旅行中に、怪我・病気になった割合 (n=3,000)



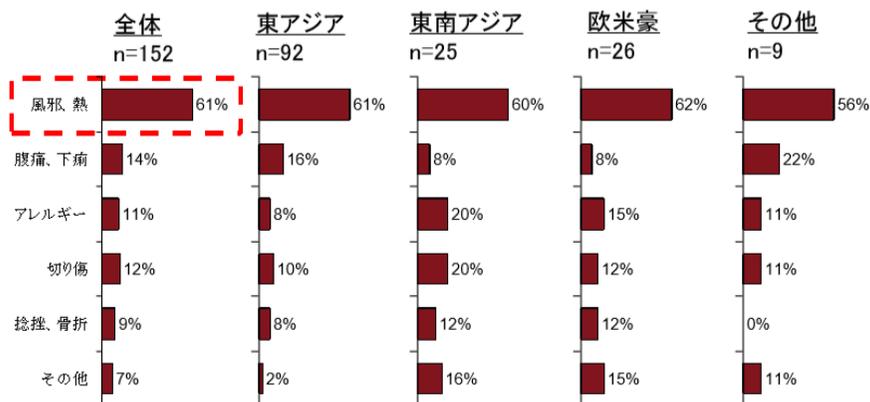
医療機関に行く必要性を感じた割合 (n=152)



(参考) 医療機関で受けた医療サービスの満足度 (n=19)



訪日旅行中になった怪我・病気の割合 (n=152)

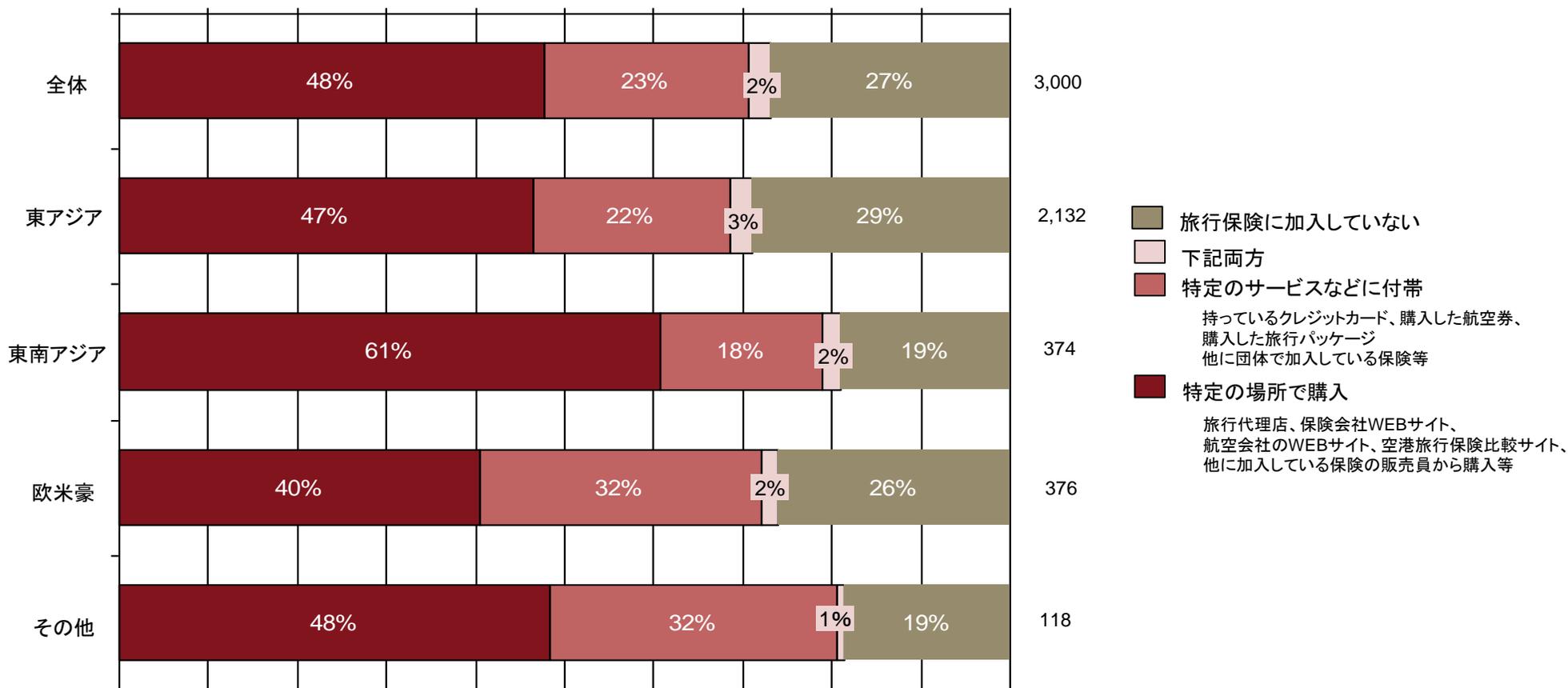


<調査概要>

調査地点	成田空港、羽田空港、関西空港、新千歳空港、博多港、那覇港
調査日	平成30年11月～平成31年2月
回答者数	3,000人

- 旅行中に不慮の怪我・病気になったときの医療費をカバーする旅行保険の加入率は、昨年度調査と同等の73%。
- 旅行保険加入方法は、いずれの地域の旅行者も旅行代理店等の特定の場所で購入する割合が高い。

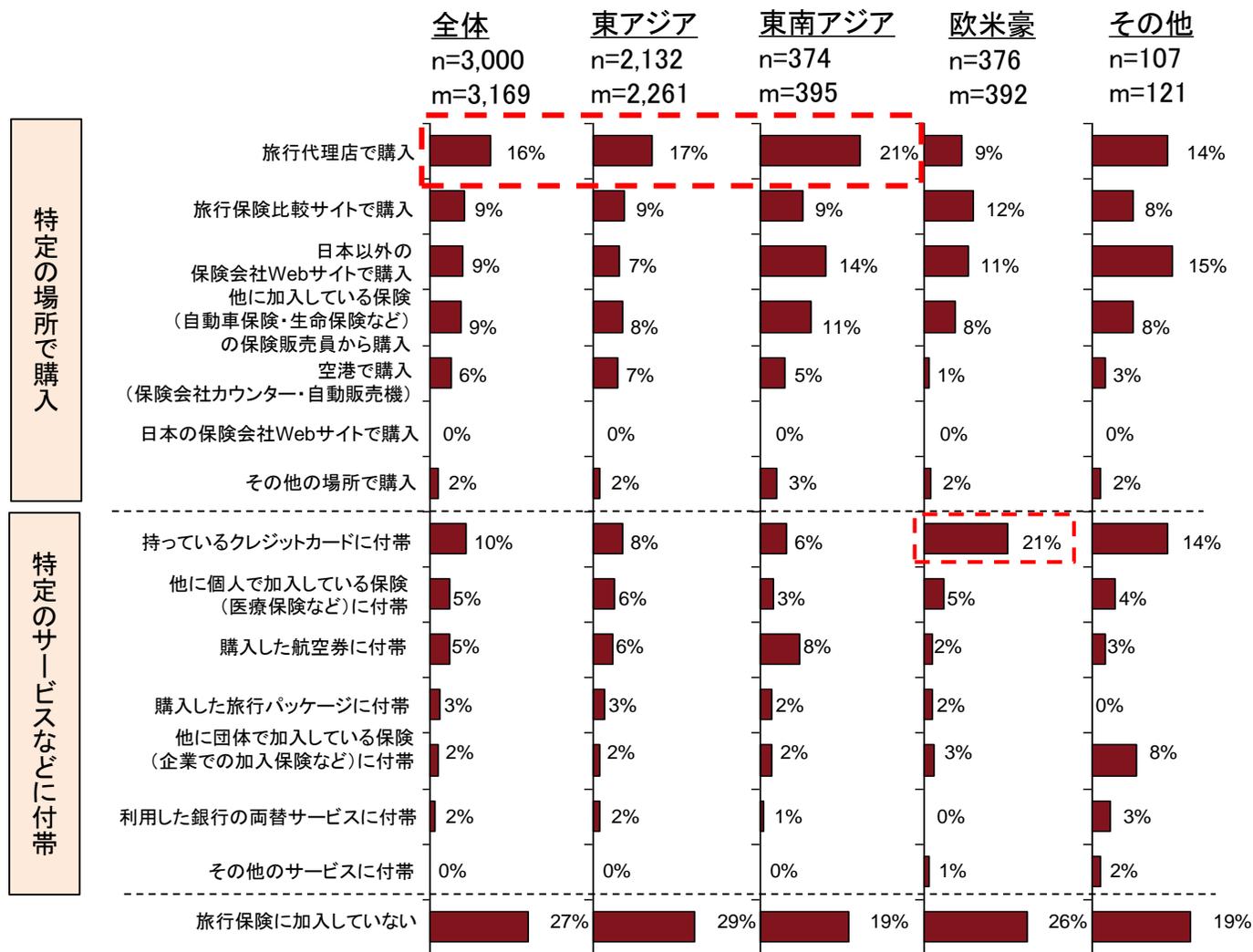
今回の訪日旅行における怪我・病気になったときの医療費をカバーする旅行保険の加入状況（n=3,000）



外国人観光客の医療等の実態調査③（平成30年度 訪日外国人向け調査）

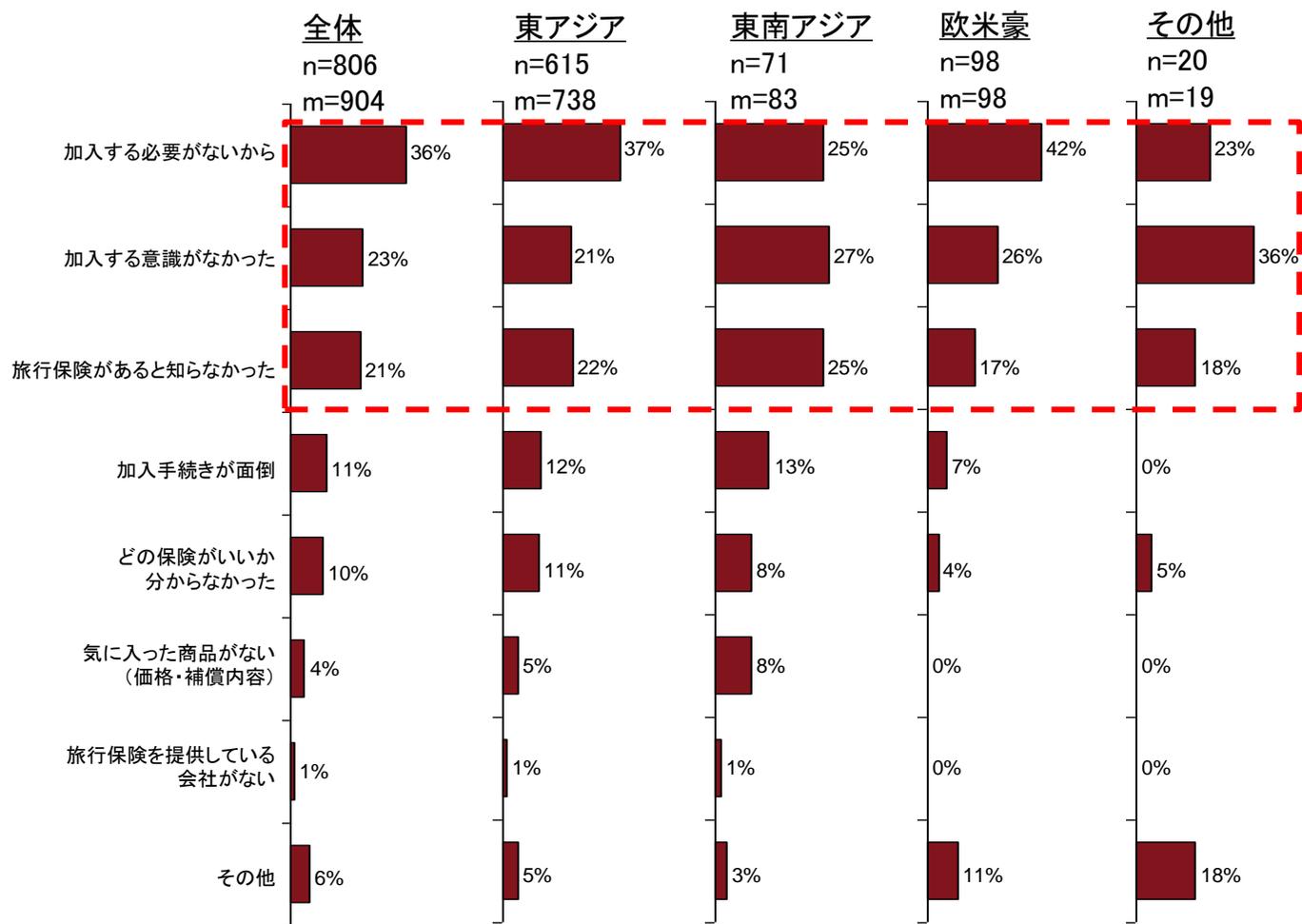
- 旅行保険の加入方法として、全体、東アジア、東南アジアでは「旅行代理店で購入する」割合が高い。
- 一方、欧米豪では、「クレジットカードに付帯」と回答する割合が最も高い。

今回の訪日旅行における怪我・病気になったときの医療費をカバーする旅行保険の加入状況(地域別・詳細) (n=3,000、複数回答)



- 旅行保険に加入しなかった理由として最も多かったのは、「加入する必要がないから」(36%)。引き続き高いレベルながら、昨年度調査から約10%ダウンした。
- 次いで、「加入する意識がなかった」(23%) 「旅行保険があると知らなかった」(21%)。

医療費をカバーする旅行保険に加入しない理由(複数回答、n=806、m=981、%=該当数/n数)



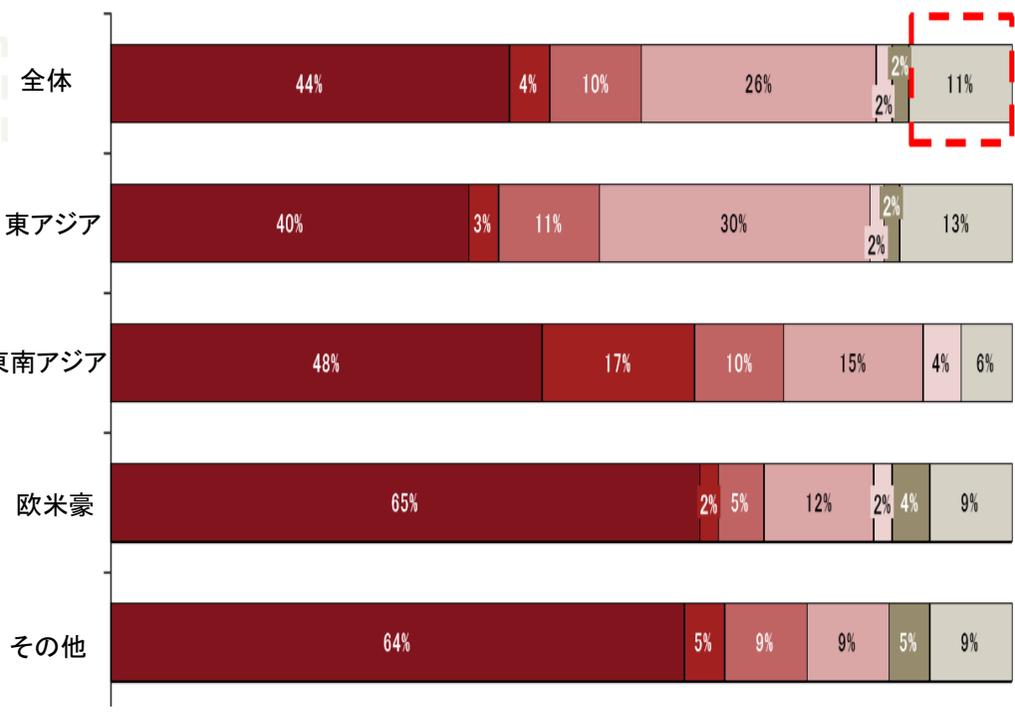
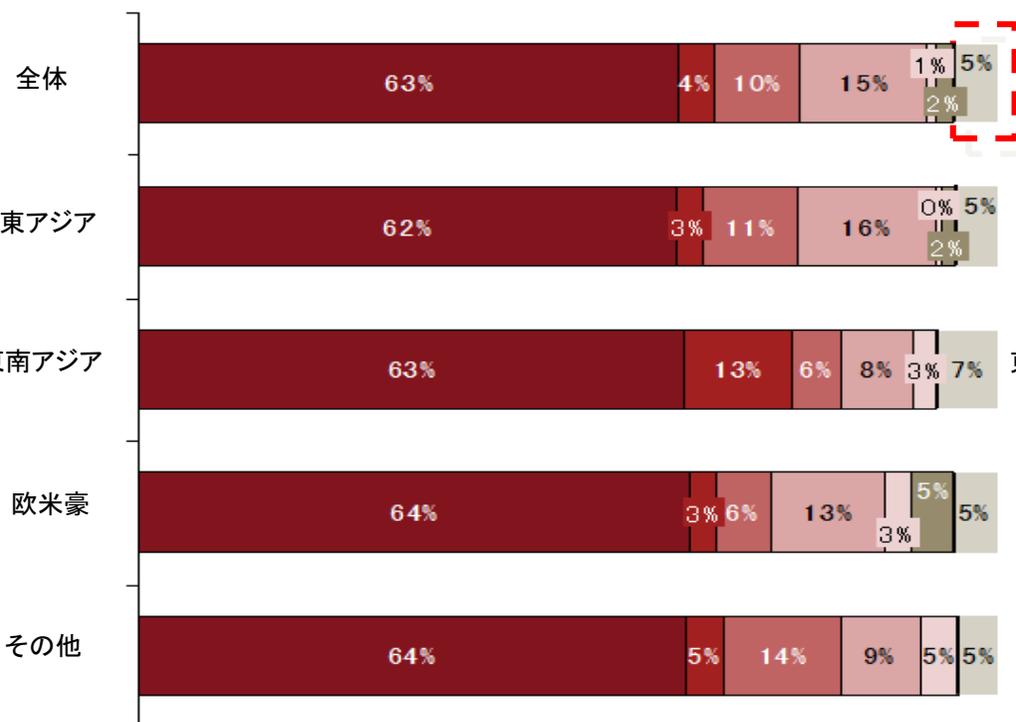
- 旅行保険未加入と回答した人に対して、医療費が高額となった場合の支払い方法を尋ねたところ、仮に医療費が20万円程度となった場合には、63%がクレジットカードで支払うと回答した。
- 仮に医療費が20万円程度になった場合には、日本でも帰国後でも支払う方法がないと回答したのは5%となった。医療費が500万円程度になった場合には、同割合が11%まで増加。

医療費が高額となった場合の支払い方法 (n=806)



〔医療費が20万円程度(例:インフルエンザの治療)となった場合〕

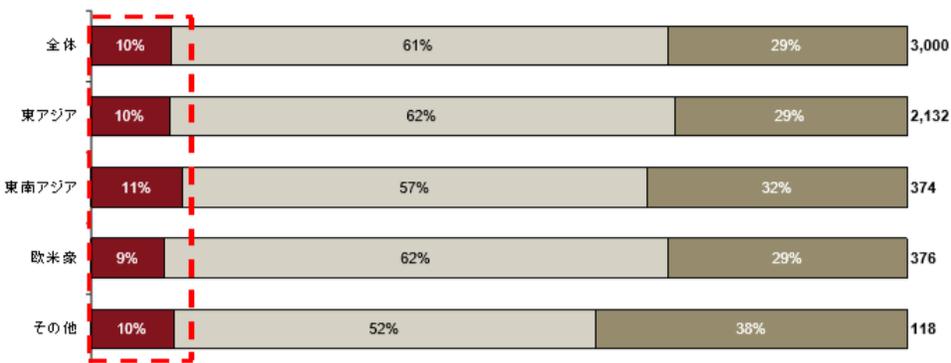
〔医療費が500万円程度(例:急性大動脈解離の治療)となった場合〕



- インバウンド旅行保険の告知を見た人は、地域を問わず、約1割にとどまった。東京海上日動・損保ジャパン日本興亜が販売しているインバウンド旅行保険の加入割合は全体の2%程度であった。
- インバウンド旅行保険を知っていた場合の加入意欲は地域間で大きく異なるが、東アジアでは36%、東南アジアでは50%が「加入したと思う」と回答し、一定の需要があることが確認された。ただし、加入するには、「出発前」にインバウンド旅行保険の存在を認知する必要があると回答した人が全体の約8割にのぼる。

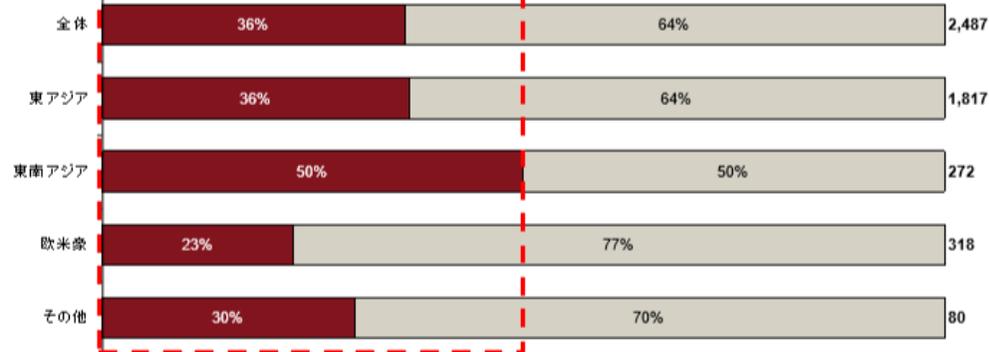
インバウンド旅行保険の告知を見たかどうか (n=3,000)

■ はい ■ いいえ ■ 覚えていない/わからない



当該インバウンド旅行保険の告知を知っていた場合、加入したと思うか (n=2,487)

■ 加入したと思う ■ 加入しなかったと思う



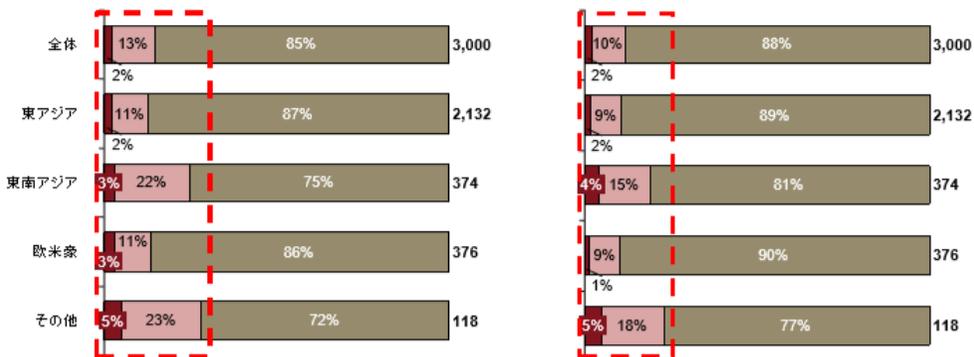
インバウンド旅行保険の認知度、購入有無 (n=3,000)

東京海上日動「訪日外国人向け海外旅行保険」

損保ジャパン日本興亜「インバウンド保険」

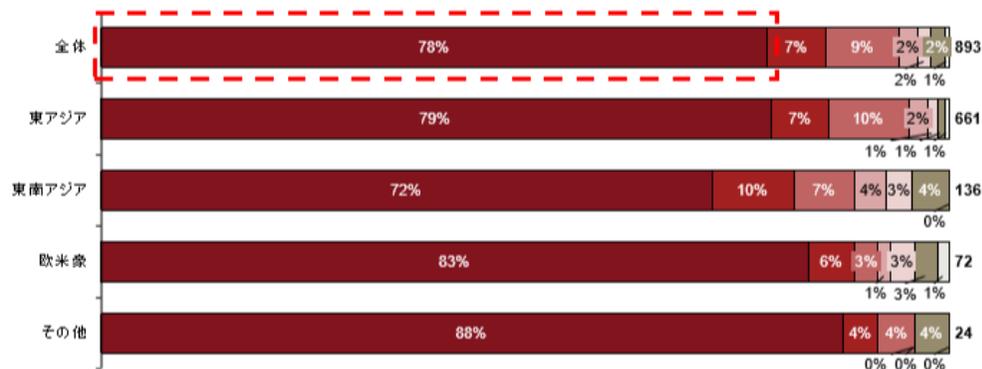
■ この保険を購入した ■ この保険は購入はしていないが、このような保険があるのを知っている

■ この保険は購入していないし、このような保険があるの知らない



どこで当該インバウンド旅行保険を認知していたら加入したと思うか (n=893)

■ 出発前 ■ 到着した日本の空港・港湾 ■ 宿泊施設 ■ 両替所
■ 日本に到着するまでの飛行機内・船内 ■ 日本国内の観光案内所 ■ 観光スポット



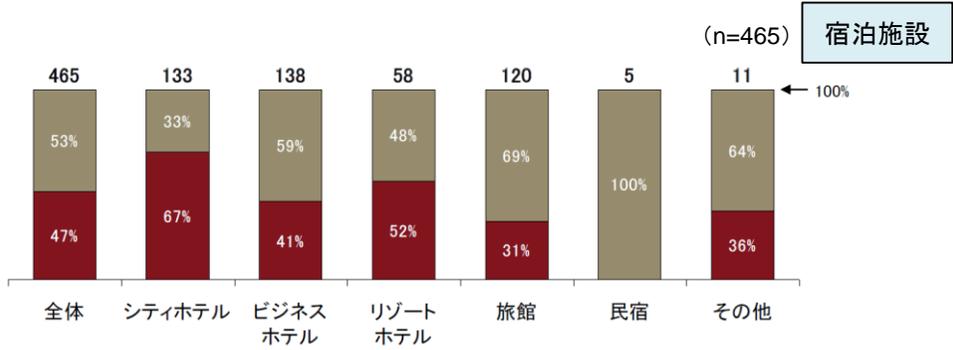
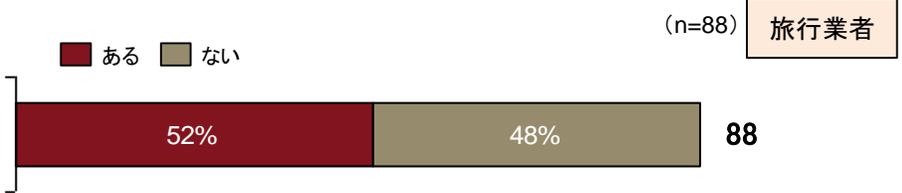
外国人観光客の医療等の実態調査⑦ (平成30年度 旅行業者・宿泊施設向け調査)

- 旅行業者・宿泊施設に対して、訪日外国人旅行者が怪我・病気になった際の対応や感じている課題等に関するアンケート調査を実施した。
- 約半数の旅行業者・宿泊施設ではこれまでに旅行中の外国人旅行者が怪我・病気になったことがあると回答した。そのうちの多くでは、外国人旅行者が医療機関に行くことが必要になったと回答した。

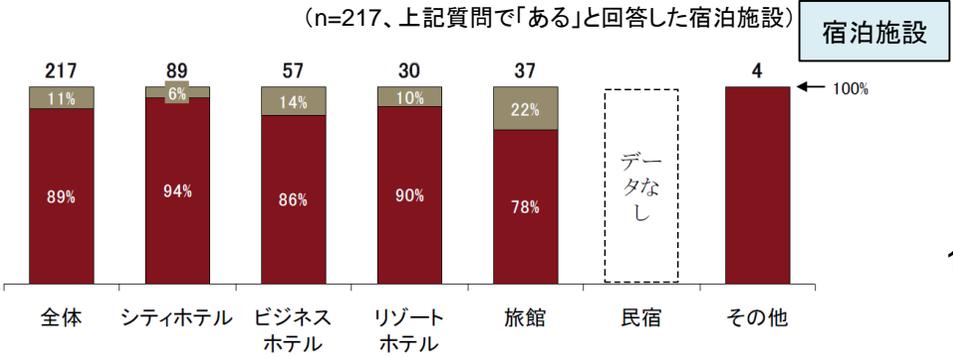
<調査概要>

調査方法	調査票は業界団体等を通じて観光庁より配布。インターネットのサイトから回答
調査期間	平成30年11～平成31年1月
回答者数	旅行業者 125社、宿泊施設 475施設

これまでに「外国人旅行者」が旅行中に怪我や病気になったことがあるか



これまでに、旅行中に怪我や病気になり、医療機関に行くことが必要になった「外国人旅行者」はいるか

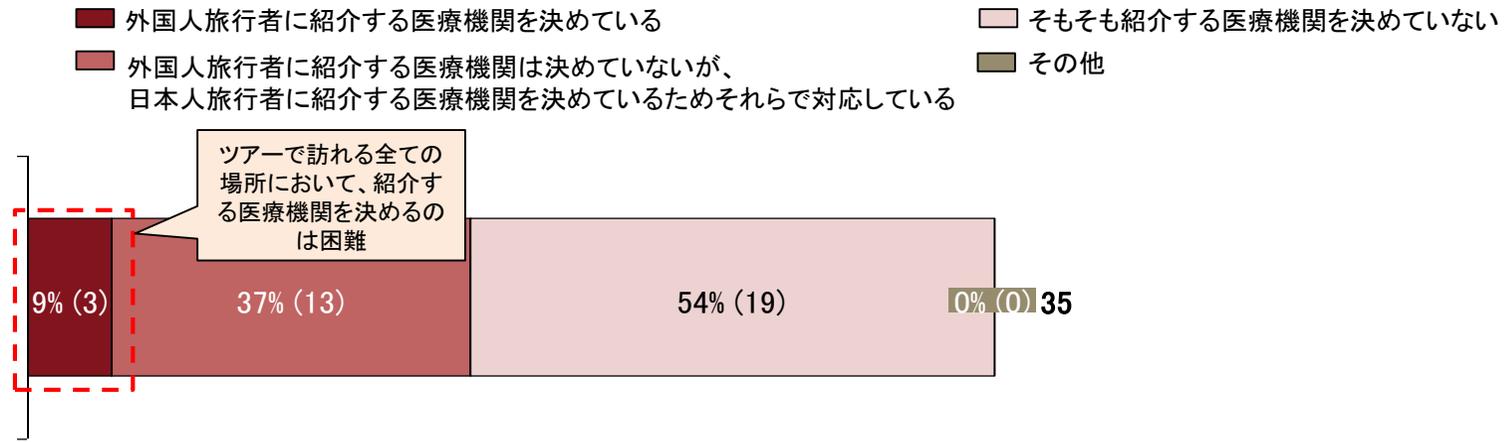


・ 医療機関に行くことが必要になった外国人旅行者に対して紹介する医療機関をあらかじめ決めてい
か尋ねたところ、紹介できる医療機関を用意している割合は、旅行業者は9%、宿泊施設は27%にと
どまった。

外国人旅行者に紹介する医療機関をあらかじめ決めていく

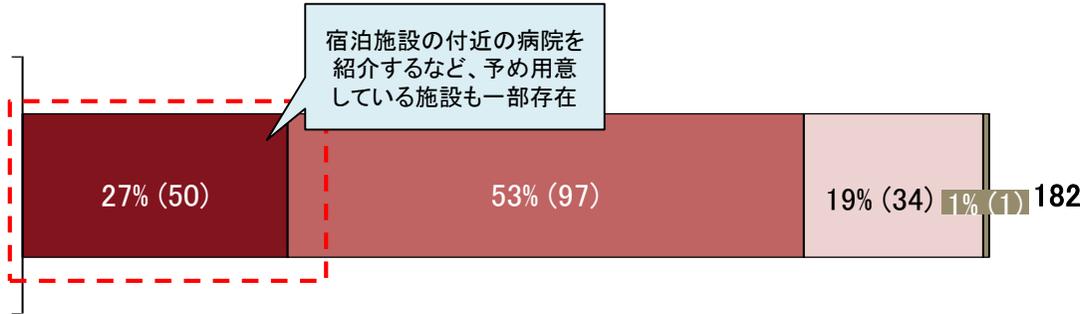
旅行業者

(n=35 医療機関を紹介している旅行業者のみ回答、単一選択)



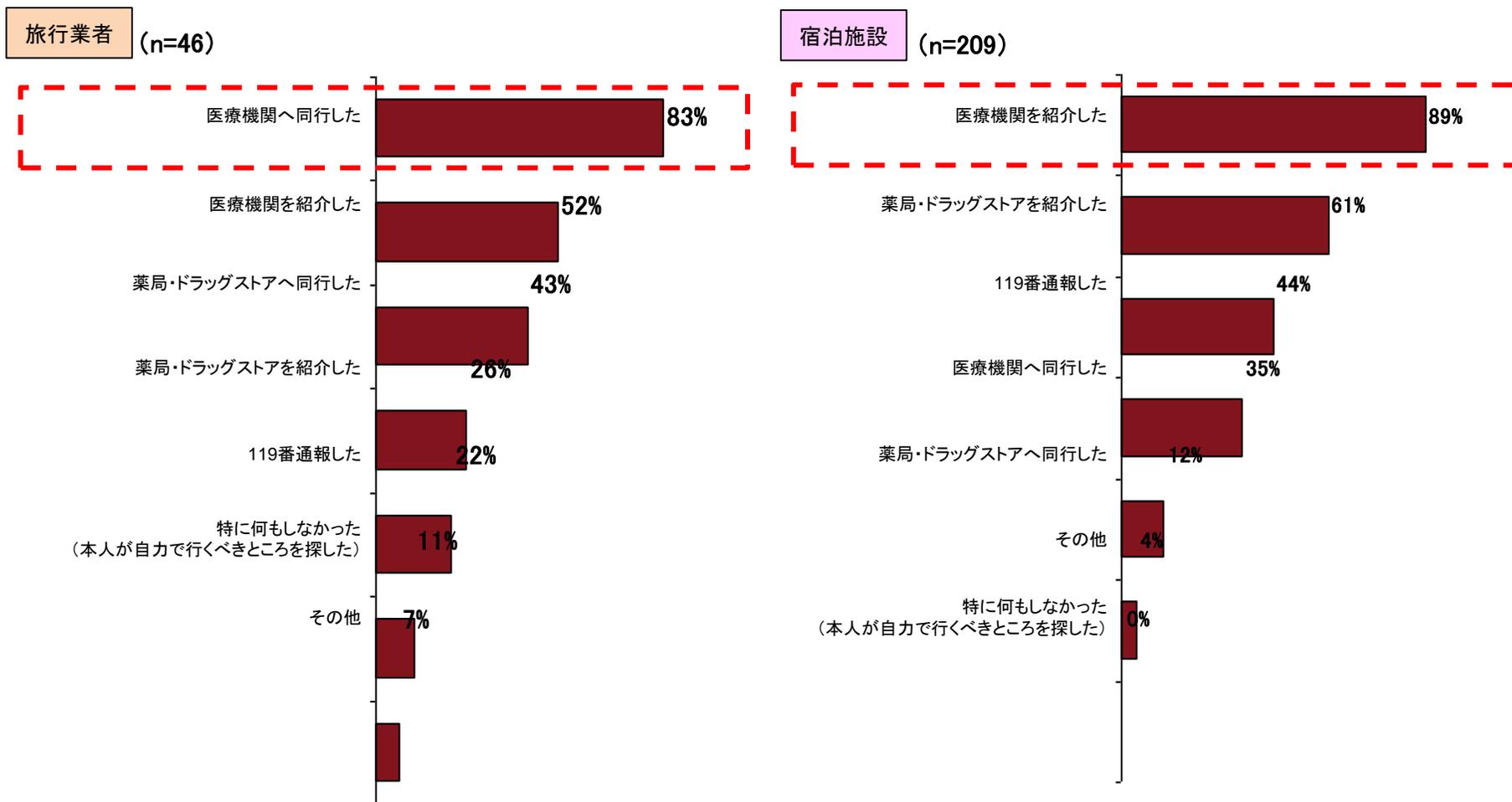
(n=182、医療機関を紹介している宿泊施設のみ回答、単一選択)

宿泊施設



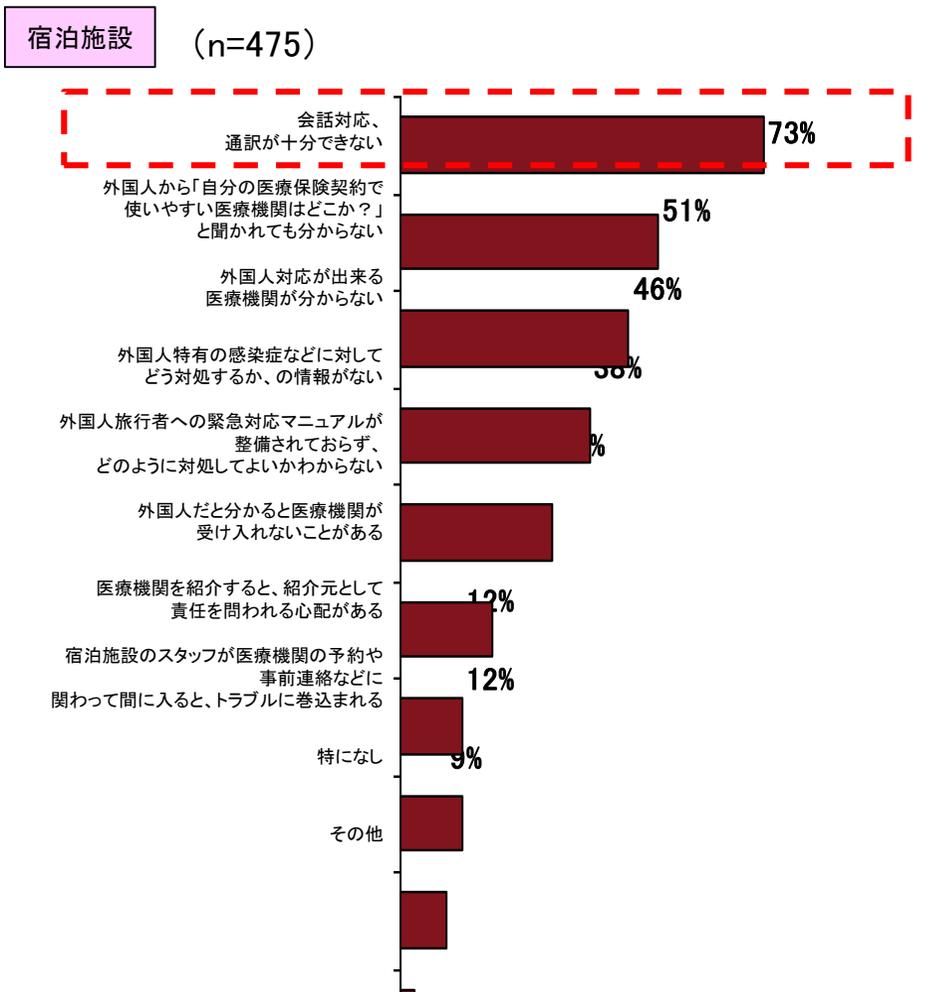
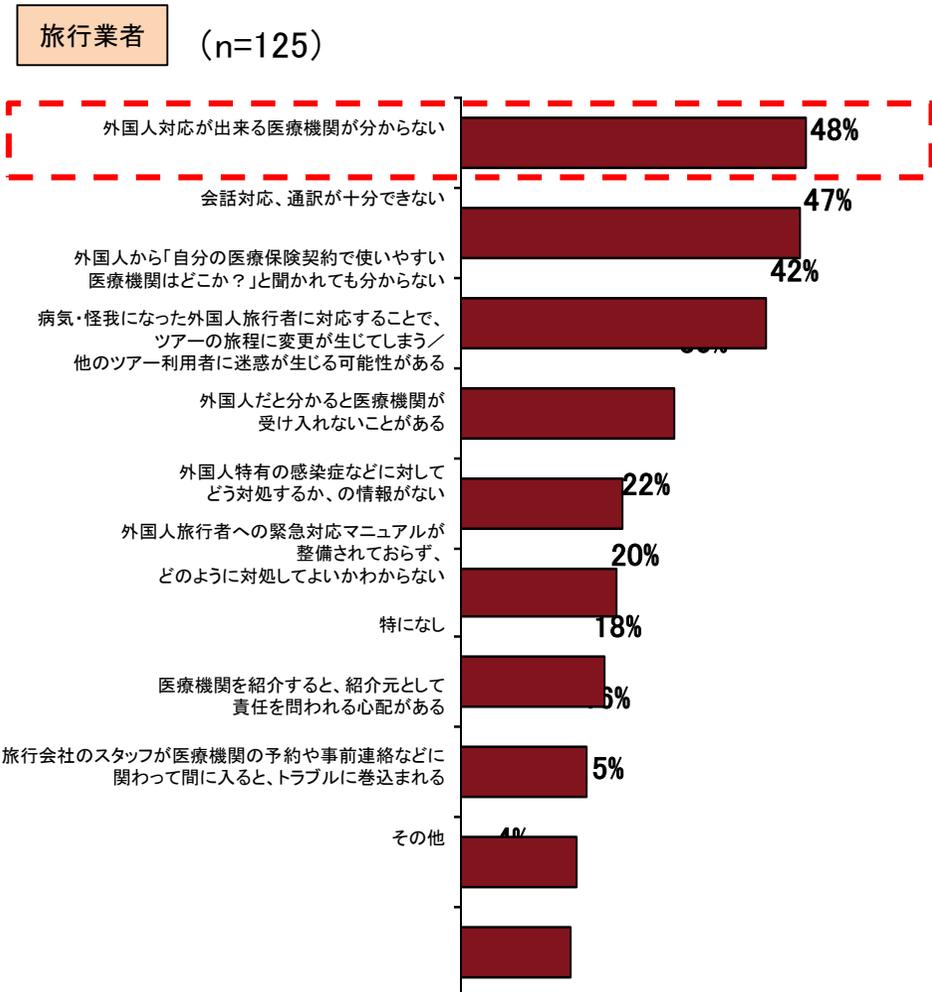
- 医療機関へ行く必要のある外国人旅行者への対応として、旅行業者は「医療機関へ同行する」ことが多く、宿泊施設は「医療機関を紹介する」ことが多かった。

医療機関に行くことが必要になった「外国人旅行者」に対して取る対応（複数回答）



- 訪日外国人旅行者が怪我・病気になった際の対応で課題と感じている点として、旅行業者は「外国人対応ができる医療機関が分からない」を挙げる割合が最も高かった。宿泊施設では「会話対応・通訳が十分できない」を挙げる割合が最も高かった。

「外国人旅行者」が病気や怪我になった際の対応について、旅行業者・宿泊施設が課題と感じている点（複数回答）



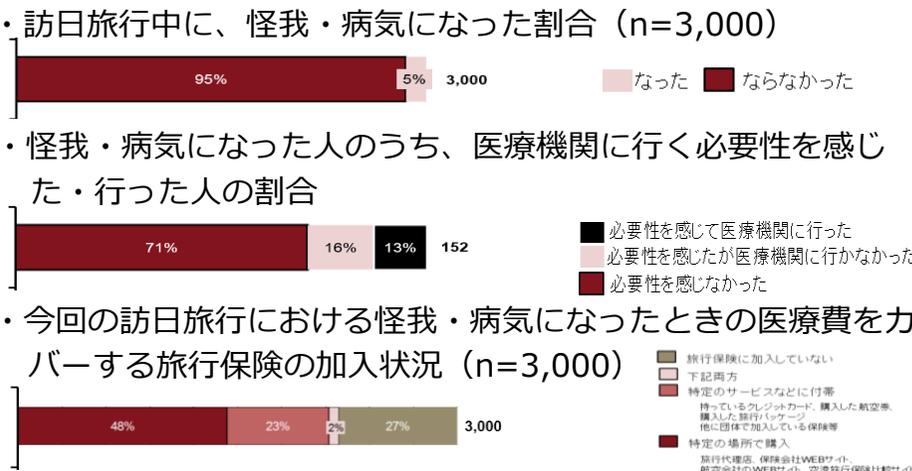
4. 訪日外国人の医療受診に対する取組

急患等にも十分対応できる外国人患者受入体制の充実

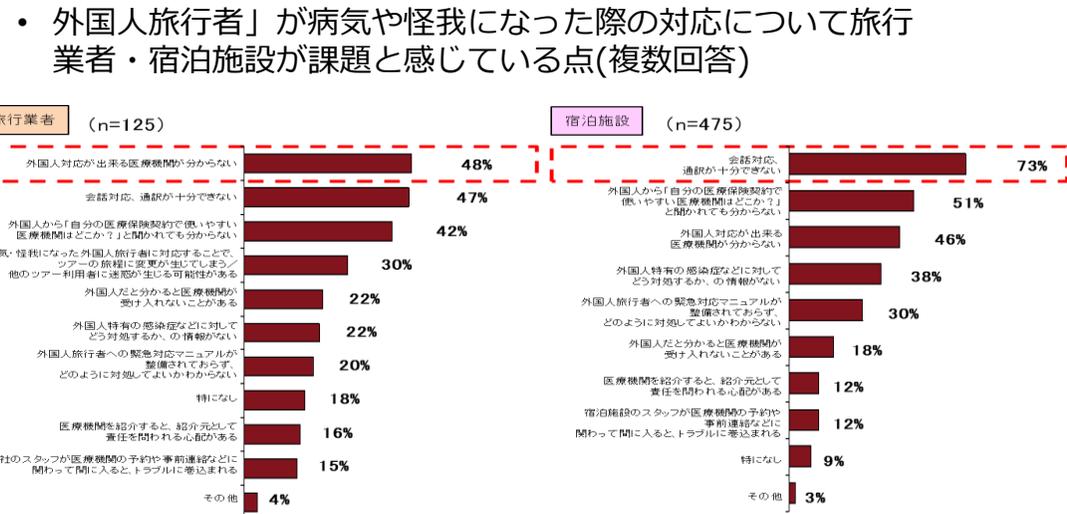
都道府県と連携し、外国語診療が可能な医療機関の充実を図るとともに、今後、2020年までに外国人患者受入れ体制が整備された医療機関を全国に整備します。

現状認識（「訪日外国人旅行者の医療に関する実態調査」結果より）

訪日外国人旅行者向け調査結果



旅行業者・宿泊施設向け調査結果



取組の概要

① 訪日外国人旅行者の受入が可能な医療機関の情報の多言語発信・充実【観光庁・厚生労働省】

- 平成27年度より、都道府県に「訪日外国人旅行者受入れ可能な医療機関」選定を依頼し、報告のあった医療機関をリスト化しており、平成30年度末で、約1,600箇所到达了。今年度も厚生労働省と連携し、質・量ともに充実した医療機関リストの整備に取り組んでいる。
- 「訪日外国人旅行者受入れ可能な医療機関」の情報は、日本政府観光局(JNTO)のホームページ及びアプリにて検索可能。

② 訪日外国人旅行者に対する旅行保険の加入促進【観光庁】

- 訪日外国人旅行者が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう、観光庁では海外旅行保険の加入を勧奨するチラシを作成。
- 今後も海外・国内で引き続きチラシを配布し、補償額や付帯サービスが十分な旅行保険への加入を勧奨。

(参考) 外国人患者の受入体制が整備された医療機関の整備【厚労省】

海外配布用及び
国内配布用のチラシ



取組① 訪日外国人旅行者の受入が可能な医療機関の情報の多言語発信

医療機関情報のリスト化

- 平成27年度より、都道府県に「訪日外国人旅行者受入れ可能な医療機関」(※)選定を依頼し、報告のあった医療機関をリスト化。
- 令和元年度より、厚労省と連携し共通の医療機関リストを整備予定。

(※) <平成30年度医療機関選定要件>

ア. 「緊急時対応等が可能である」訪日外国人旅行者受入れ医療機関

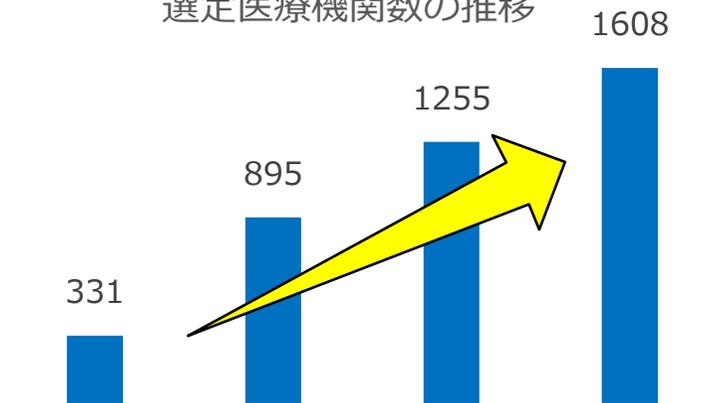
以下の(ア)～(ウ)の全ての要件を満たす医療機関を都道府県で最低1カ所以上選定してください。

- (ア) 24時間365日救急患者を受け入れていること
- (イ) 救急科、内科、外科、小児科を含む複数診療科を有すること(総合病院を想定)
- (ウ) 少なくとも英語による診療が可能であること(通常診療時間内に、医師が直接英語で診察、または、日英通訳者を介した診療が可能であること)

イ. 「外国語による診療が可能である」訪日外国人旅行者受入れ医療機関

外国人旅行者の訪問状況や医療機関へのアクセスを考慮し、「外国語による診療が可能である」医療機関(医療通訳の有無を問わない)を選定してください。

選定医療機関数の推移



平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度

多言語での発信

- 「訪日外国人旅行者受入れ可能な医療機関」の情報は、日本政府観光局(JNTO)のホームページ及びアプリにて検索可能。
- 「訪日外国人旅行者受入れ可能な医療機関」リストについて、全国の宿泊施設・観光案内所等へ周知を実施。
- 令和元年度より、共通の医療機関リストについての情報をJNTOホームページ及びアプリに掲載し、周知予定。

(例)沖縄県立南部医療センター・こども医療センター
Okinawa Prefectural Nanbu Medical Center & Children's Medical Center

Address	118-1 Arakawa, haeburu-cho, Shimajiri-gun Okinawa, 901-1193	Map
Tel	098-888-0123	
Hours of Reception	Monday-Friday: 8:30-11:00, 13:30-15:00 Weekends/Holidays: Emergency Room open 24 hours	
Web site	http://www.hosp.pref.okinawa.jp/nanbu/ (Japanese)	
Medical departments & Languages	Emergency Medicine : EN, ZH, KO, PT Internal Medicine : EN, ZH, KO, PT Surgery : EN, ZH, KO, PT Pediatrics : EN, ZH, KO, PT Psychiatry : EN, ZH, KO, PT Dermatology : EN, ZH, KO, PT Neurosurgery : EN, ZH, KO, PT Orthopedic Surgery : EN, ZH, KO, PT Ophthalmology : EN, ZH, KO, PT Otorhinolaryngology : EN, ZH, KO, PT Obstetrics : EN, ZH, KO, PT Gynecology : EN, ZH, KO, PT Others : EN, ZH, KO, PT	
Available credit card	VISA, MASTER, AMEX, Diners Club, JCB	

- <掲載情報>
- ・住所 (google mapを表示可)
 - ・電話番号
 - ・診療時間
 - ・ホームページURL
 - ・診療科目及び対応可能言語
 - ・利用可能なクレジットカード



↑ JNTOホームページ画面
← JNTOアプリ画面

- 日本語・英語・中国語(繁体字)
・中国語(簡体字)・韓国語の5言語で発信

URL

http://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html



取組① 訪日外国人旅行者受入れ医療機関リスト登録件数一覧

(参考) 各都道府県の医療機関リスト登録件数一覧

運輸局	都道府県名	H29年度末	H30年度末	運輸局	都道府県名	H29年度末	H30年度末
北海道運輸局	北海道	38	46	近畿運輸局	滋賀県	3	3
	青森県	8	8		京都府	32	30
東北運輸局	岩手県	3	3		大阪府	58	56
	宮城県	10	13		兵庫県	30	48
	秋田県	8	23		奈良県	8	6
	山形県	22	23		和歌山県	7	10
	福島県	3	13		鳥取県	16	16
	関東運輸局	東京都	267	274	岡山県	12	16
神奈川県		47	70	山口県	16	24	
千葉県		22	31	広島県	20	23	
埼玉県		46	55	島根県	13	14	
茨城県		69	81	徳島県	28	34	
栃木県		25	35	香川県	12	25	
群馬県		61	73	愛媛県	11	12	
山梨県		19	41	高知県	6	8	
北陸信越運輸局	新潟県	18	18	四国運輸局	福岡県	42	45
	富山県	6	9		佐賀県	11	21
	石川県	31	34		長崎県	8	16
	長野県	24	28		熊本県	10	21
中部運輸局	愛知県	8	9		大分県	7	8
	岐阜県	20	24		宮崎県	34	36
	三重県	3	101		鹿児島県	40	46
	静岡県	34	37	沖縄総合事務局	沖縄県	10	10
	福井県	29	31	総数		1,255	1,608

取組② 訪日外国人旅行者向け海外旅行保険加入促進PR

訪日外国人旅行者の保険加入の実態

○訪日外国人旅行者の27%が保険未加入であり、訪日外国人旅行者自身の備えが必ずしも十分でない。

※平成30年度観光庁調べ

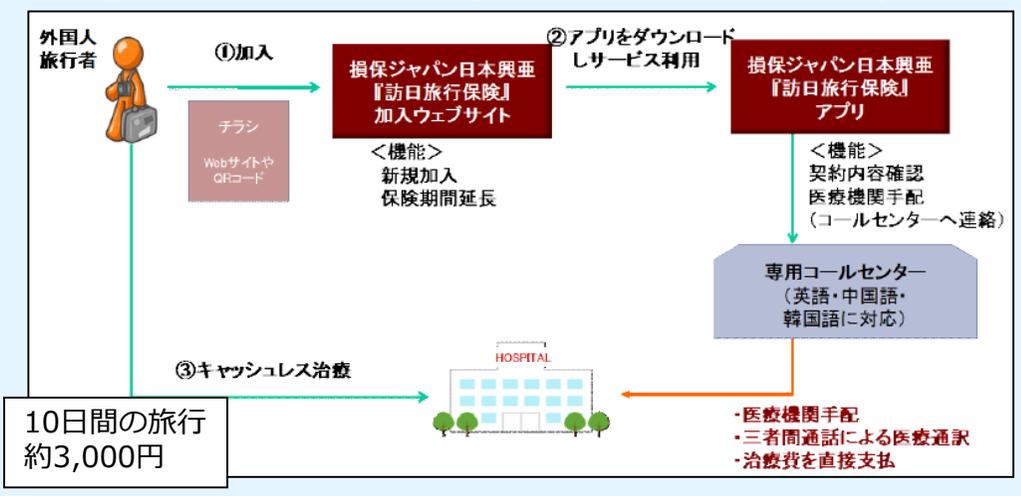
日本渡航後の保険商品の検討

○複数の大手損害保険会社の協力を得て、到着空港等で加入可能な新たな保険商品の販売が実現。

(事例) 損保ジャパン、東京海上が外国人旅行者が日本到着後に加入できる業界初の『訪日旅行保険』を開発。

(損保ジャパン：平成28年2月より、東京海上：平成28年7月より発売)

- 『訪日旅行保険』は、外国人旅行者自身がスマートフォン等から簡単に加入できるインターネット加入専用保険。
- 英語・中国語・韓国語に対応したコールセンターを設置(24時間365日対応)。
- 外国人旅行者に医療機関を手配、医療通訳による三者間通話を提供
- 治療は、キャッシュレスで受けることが可能で、外国人旅行者が安心して治療を受けられる環境を整備する。



海外旅行保険加入促進PRの実施

○日本到着後に加入できる海外旅行保険が開発されたことを受け、外国人旅行者へ向け積極的にPR

→観光庁にて、海外旅行保険加入促進のチラシを作成。外国人旅行者に周知を図る。
全国の宿泊施設、観光案内所等にチラシを配布。

【海外旅行保険加入促進のチラシ】
* JNTOホームページよりDL可能



- ・訪日外国人旅行者に、海外旅行保険加入を促すチラシを制作し海外、国内で配布。
- ・海外配布用と国内配布用の2種類のデザインを作成。それぞれ英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、タイ語の5カ国語。

①海外配布用

約1万枚（在外公館、JNTO海外事務所等で配布）

②国内配布用

約12万枚（上陸審査場、観光案内所等で配布）



日本語訳：
「備えれば、もっと安心
楽しい日本の旅。」

補償内容やサービスが十分な旅行保険に加入していれば安心。

○症状によっては、治療費が高額になるケースがありますが思わぬ出費に対応できます。

○「通訳サービス」付きの保険なら、日本語が話せなくても病院で正確に症状を伝えられます。

○「医療機関の紹介・手配サービス」付きの保険なら、適切な病院にかかることができます。

出発前に、十分な補償がついた旅行保険に加入して、日本の旅を楽しみましょう。旅行保険などの情報、日本で病院にかかるときの注意点、外国語の通じる病院リストなどいざという時に役立つ情報サイトはこちら

日本語訳：
「忘れてませんか、
安心への備え。」

日本入国後も
スマートフォンなどから
加入できる旅行保険
があります。

日本入国後でもスマートフォンなどから加入できる保険の情報に加え、日本で病院にかかるときの注意点、外国語の通じる病院リストなどいざという時に役立つ情報サイトはこちら

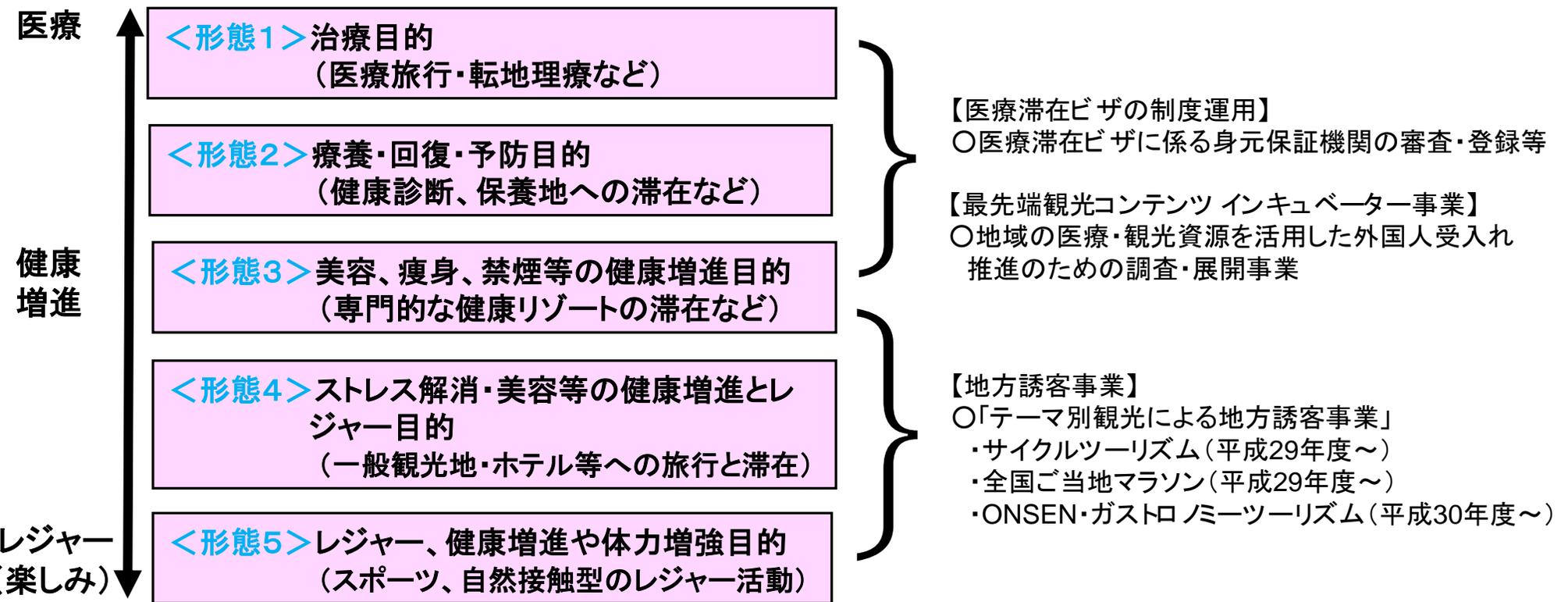


5. ヘルスツーリズムに関連する取組

※ヘルスツーリズム：自然豊かな地域を訪れ、そこにある自然、温泉や身体に優しい料理を味わい、心身ともに癒され、健康を回復・増進・保持する新しい観光研究

- 治療や健康診断等を目的とするものに関しては、医療滞在ビザの制度運用（身元保証機関の審査・登録等）の実施。また、治療、健康診断等の医療サービスと地域の観光資源を組み合わせた滞在プランを提供することで、外国人受入れを推進するための調査・展開事業を実施。
- また、健康増進（ウエルネス）やレジャーを目的とするものに関しては、地域の観光資源を活用した地方誘客事業を実施。

「ヘルスツーリズム」の諸形態の考え方



事業目的

- 2020年の訪日外国人旅行消費額 8兆円の目標達成に向け、世界での「コト消費」最高水準を実現するため、訪日観光における消費拡大が期待できる **潜在的コンテンツや新たな観光コンテンツを**、民間事業者とともに **開拓・育成し、消費機会を拡大**。

事業概要

- ◆ マーケティング調査・課題抽出
- ◆ 観光コンテンツを発掘・育成するための展開事業の実施

平成30年度実施概要

○温泉による美容改善体験（玉造温泉）



○お祭りの外国人受入れ（秩父）



○通年でのビーチウェディング（沖縄）



○インバウンド向けARスポーツ観戦（横浜アリーナ）



AR: Augmented Reality(拡張現実)

16件採択

令和元年度実施予定事業

展開事業の領域

○公募領域 1

- ✓ 自然体験
- ✓ ビーチ活用
- ✓ お祭り活用
- ✓ 癒やし
- ✓ ナイトタイムエコノミー推進
- ✓ 最先端ICTの活用
- ✓ **地域の医療・観光資源の活用**



○公募領域 2

エリアへの滞在型の旅行形態に他のコンテンツを掛合せ

○公募領域 3

自由な公募領域



出典: 姫路市

出典: 姫路市

ICTの活用による観光資源の付加価値化



地域資源の夜間活用×BARホッピング

地域の医療・観光資源を活用した外国人受入れ推進のための調査・展開事業

観光

医療

地域

行政

地域の医療やその地域固有の観光資源を活用し、海外からの患者受入れを推進するため、医療サービスと親和性の高い観光とを組み合わせた滞在プランのパッケージ化、医療機関の受入れ体制構築、地方誘客にあたっての海外医療機関との連携等を実施する。

事業内容

ターゲット国 中国・ロシア・東南アジアなど、海外への医療ニーズ、日本との距離、高所得者数等を踏まえ検討。

ターゲットとする治療分野 ターゲット国における主要死因や現在他国で患者の受入のターゲットとなっている疾患等を想定。

滞在プランの立案 ターゲット国のニーズや医療価格を踏まえ、観光要素も組み合わせた滞在プランを立案。

展開事業の選定 活用する医療資源や周辺の観光資源の状況を勘案し、実証を行う展開事業を選定。

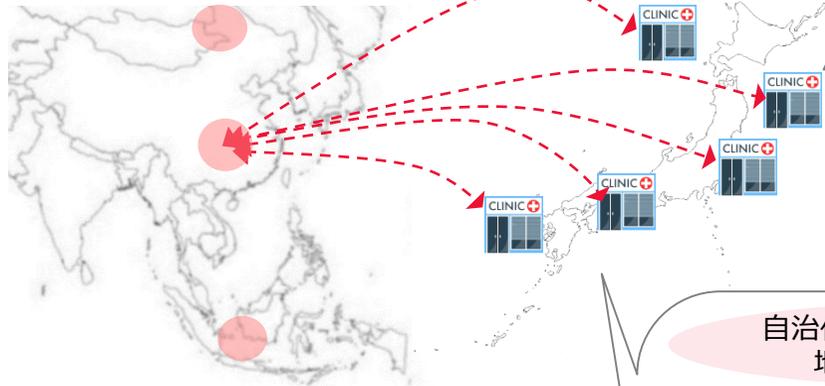
地域医療における関係者の理解 展開事業を行う地域において、行政や医療機関が、地域の関係者間の理解を得るための手順及び体制を検討。

海外医療機関等との連携 現地の病院等との連携を通じて、受入の円滑化を目指す。また、日本の医療や観光資源等の認知度向上を目指す。

受入環境 自治体、観光関係者、医療機関等が連携して、多言語・キャッシュレス対応等を推進。

事業イメージ

海外の医療機関等と日本の医療機関との連携体制を構築し、日本の医療や観光資源等の認知度向上及び円滑な受入れを推進する。



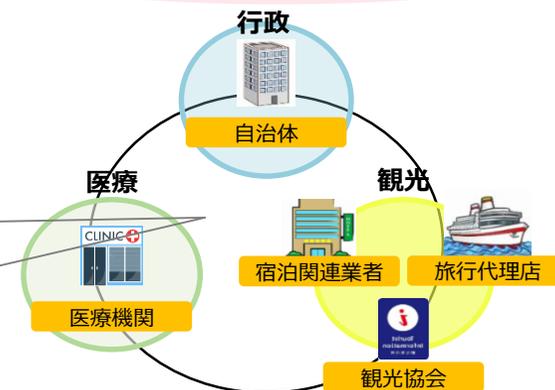
想定する地域

主に3大都市圏以外を想定

医療と観光資源とを組み合わせた滞在プランの例

温泉×リハビリ×脳梗塞後
地域周遊×健診
日本食×栄養指導×糖尿病
バリアフリー×透析患者
森林浴×整形外科疾患

自治体、観光業者、医療機関等の地域関係者の連携を構築



外国人が使いやすいサービスツールの実証



翻訳ツール・会計ツール（キャッシュレス対応）など、外国人が使いやすいツール

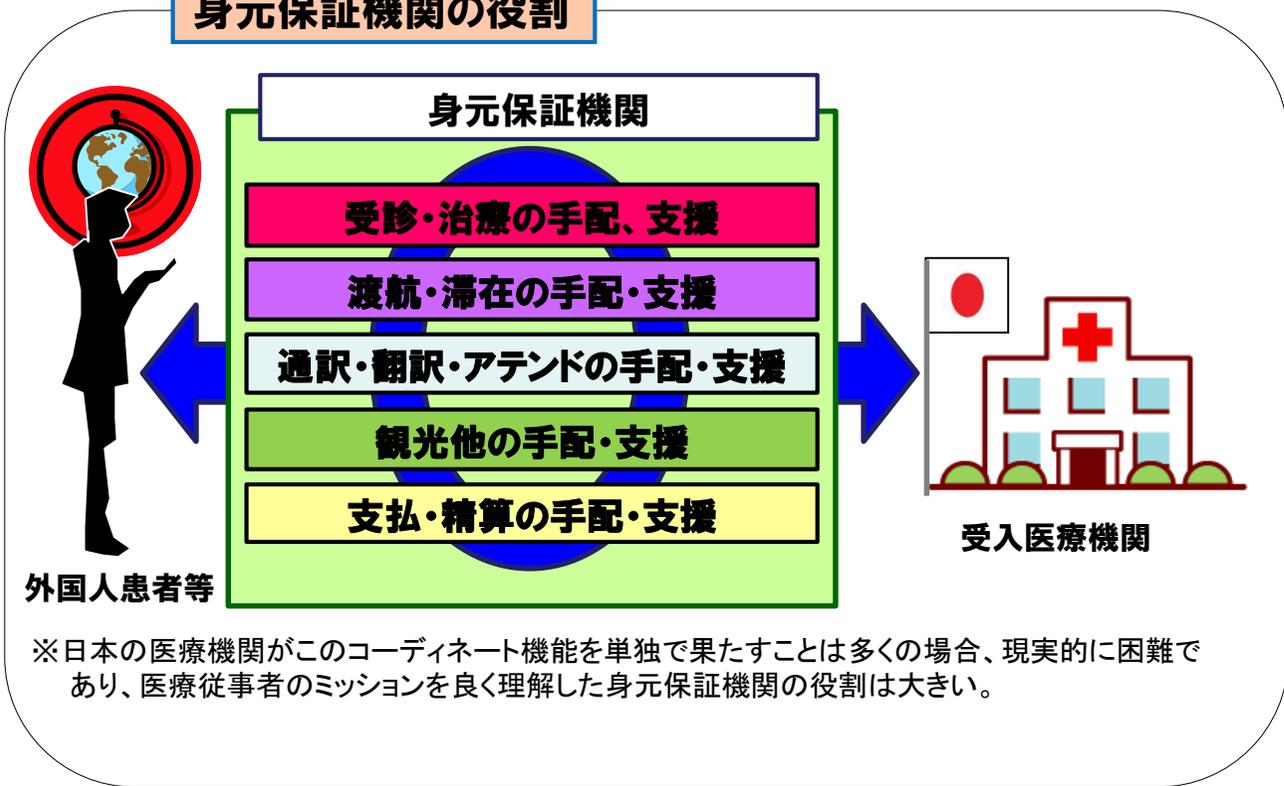
- 日本での受診を目的とした外国人患者及び同伴者に対して、医療滞在ビザ制度を平成23年に創設。
- 外国人患者等の身元保証を行う事業者（身元保証機関）について、**旅行会社による申請**を観光庁が審査・登録（令和元年6月末時点で37件）。

	短期滞在ビザ	医療滞在ビザ
滞在期間	● 最長90日。	● 最長1年 。（外国人患者の病態等を踏まえて決定。） ● 滞在予定が90日を超える場合は入院が前提。
数次ビザ要件	● 商用目的、文化人・知識人等の場合のみ申請可能。	● 受入医療機関による治療予定表があれば申請可能。
発給対象	● 観光、商用、知人・親族訪問等90日以内の滞在で報酬を得る活動をしない者。	● 日本において治療等を受けることを目的として訪日する 外国人患者及び同伴者 。 ● 登録された 身元保証機関による身元保証を受けることが必要 。 ● 高度医療から人間ドック、歯科治療等を含む幅広い分野が対象。

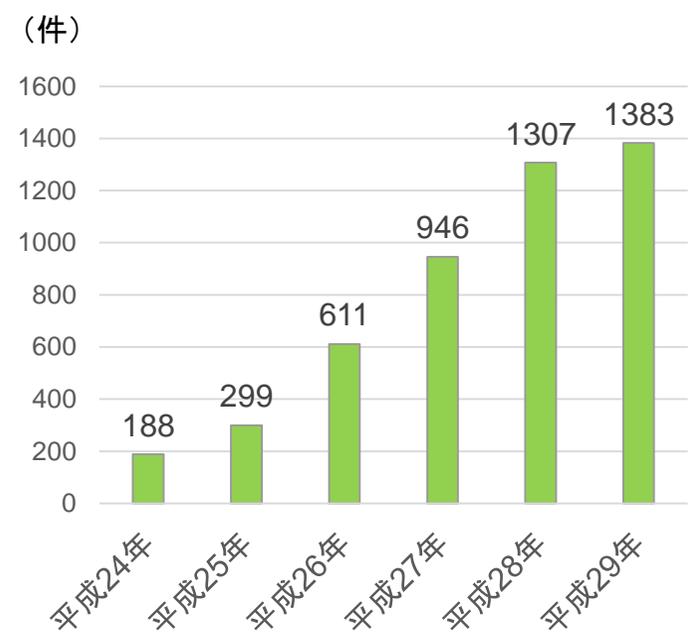
医療滞在ビザに係る身元保証機関の審査・登録

- 外国人患者等からの依頼を受け、日本の医療機関における外国人患者等の受入れをアレンジする医療コーディネーター及び旅行会社等は身元保証機関としての登録を行う必要があり、そのうち、旅行会社からの登録申請に基づく審査・登録を観光庁が行っている。（平成30年9月20日現在で26件）。※旅行会社以外は経済産業省で登録。
- 医療滞在ビザの発給件数は年々増加しており、平成29年には1383件発給。

身元保証機関の役割



医療滞在ビザ発給件数



出所：外務省

ご静聴ありがとうございました。